

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（常陽、JMTR、FCA）に係る定期事業者検査についての面談

2. 日時：令和2年8月24日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システム使用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

村尾企画調査官、大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、大和田原子力専門検査官、千葉管理官補佐、岡田技術参与、小泉技術参与  
核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、栗崎企画調整官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所高速実験炉部高速炉第2課長 他2名

大洗研究所材料試験炉部原子炉課長 他2名

原子力科学研究所臨界ホット試験技術部臨界技術第2課長 他2名

安全・核セキュリティ総括部 技術主幹 他2名

5. 要旨

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、高速実験炉原子炉施設「常陽」、JMTR原子炉施設及び原子力科学研究所FCA（高速炉臨界実験装置）施設の定期事業者検査報告書について、資料1～3に基づき説明があった。

- ・ 定期事業者検査においては、原子炉長期停止中において継続的に機能維持を要する設備の検査を実施する。
- ・ 原子炉長期停止中において継続的に機能維持を要しない設備については、自主点検等を実施することとし、機能維持を確認するための検査は実施しない。
- ・ JMTR原子炉施設は、令和元年9月18日に廃止措置計画申請を行っている。
- ・ 原子力科学研究所FCA（高速炉臨界実験装置）施設は、今年度廃止措置計画申請をする予定で準備を進めている。

○ 上記の説明に対し、原子力規制庁から、資料1～3添付資料1の定期事業者検査計画について、原子炉長期停止中に機能要求の無い設備機器を含め、全ての設備機器を記載した上で、今回の定期事業者検査期間に検査を計画していない理由を含めて追記できないか確認したところ、高速実験炉原子炉施設「常陽」は新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請が審査中であること、JMTR原子炉施設は廃止措置計画の審査中であること、原子力科学研究所FCA（高速炉臨界実験装置）施設は廃止措置計画申請準備中であること

から、対応できない旨の回答があった。

また、原子力規制庁から、令和2年8月7日の面談において、核燃料施設設置者に定期事業者検査の報告の記載例を示しており、今後は、当該記載例を参考に記載するよう求め、原子力機構から、承知した旨回答があった。

- 資料2の説明に対し、原子力規制庁から、二次冷却系統冷却塔の倒壊を踏まえ、原子炉の運転を行わない旨記載した原子炉施設保安規定が認可されたことをもって、二次冷却系統の技術基準維持の観点の検査を除外できるのか確認したところ、現場機器は既に撤去済みであり、基礎部のみであることから、検査ではなく自主点検で確認することとした旨の回答があった。
- 資料3の説明に対し、原子力規制庁から、原子炉の運転等に関する機能が検査対象から除外されているかを確認したところ、燃料が原子炉建家になく核燃料貯蔵設備に全て保管されており、検査対象から除外されている旨回答があった。

## 6. その他

資料1：高速実験炉原子炉施設「常陽」の定期事業者検査について

資料2：JMT R原子炉施設の定期事業者検査について

資料3：原子力科学研究所のFCA（高速炉臨界実験装置）施設の定期事業者検査について